

職発 0331 第 8 号
令和 3 年 3 月 31 日

関係建設事業主団体 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

建設雇用改善計画（第十次）の策定及び実施について

建設労働対策の推進については、日頃から御配慮いただいているところですが、今般、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づき、中期的な建設労働対策を示した建設雇用改善計画（第十次）（令和 3 年度～令和 7 年度）を別添のとおり策定し、本日付け令和 3 年厚生労働省告示第 128 号をもって告示されたところです。

厚生労働省といたしましては、今後はこの計画を指針として建設労働対策を推進する所存ですので、この計画の趣旨について貴団体会員の御理解が得られるよう御配慮をお願いするとともに、今後の建設労働対策の推進に一層の御協力を賜りますようお願いいたします。